

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例の概要

○条例制定の目的

(第1条)

- ①薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止
- ②県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現

○総則

- ①用語の定義 (第2条)
- ②県、県民等の責務 (第3条、第4条)

○協議会の設置

- ・滋賀県薬物濫用対策推進協議会を設置 (第8条)

売らせない

○薬物の濫用の防止のための規制

(第9条、第11条)

対象物	禁止行為	罰則適用のフロー
【知事指定薬物】 (中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物のうち、濫用されるおそれのある物)	製造、栽培	警 告 ↓ 製造等 中止命令 ↓ 罰 則 (または)
	販売、授与、その目的の所持(単純)所持、購入、譲り受け、使用	
【法第76条の6の2第1項の規定による禁止に係る物品】 (法に基づく販売等停止命令の対象物品のうち、広域的に流通等を規制する必要があると認める物品)	広告	直 罰
	使用場所の提供、周旋	警告のみ
	使用	警 告 ↓ 使用中 止命令 ↓ 罰 則

○情報の提供

(第6条)

- ・県は、県民に必要な情報、教育を提供

買わせない

患者支援

○依存症等からの患者の回復等の措置

(第7条)

- ・薬物の依存症等の回復等に資するため、相談体制、専門的な治療、社会復帰支援に関する体制の充実
- ・薬物の依存症等を有する者へ相談・治療体制等の情報提供

○立入調査等

(第12条)

- ・知事および公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、その職員に、立入調査させ、または試験のため必要な最小分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

○不動産の譲渡等をする者が講ずる措置

(第18条、第19条)

- ・薬物の製造、販売等の目的での賃貸借契約等を禁止
- ・同目的の賃貸借契約等が判明した場合、契約解除に努める